## 迷惑メールの対応の在り方に関する検討WG 第5回会合 議事要旨

1. 日 時:平成23年1月25日(火)15:00~17:00

2. 場 所:総務省第一会議室(10F)

3. 出席者:(敬称略)

〇構成員

新美育文(主査)、阿佐美弘恭(代理:(株)NTTドコモ 柳沢コンシューマサービス 部担当部長)石倉雅巳、石田幸枝、浦川有希、岡村久道、岸原孝昌、桑子博行、佐久 間修、桜井伝治、櫻庭秀次、沢田登志子、島野公志、関聡司、高橋徹、竹岡敏行、立 石聡明、築島幸三郎(代理:(社)日本ケーブルテレビ連盟 梅宮様)、永江禎、長田三 紀、能登雅夫、長谷部恭男、林一司、別所直哉、村松茂

(欠席:松本恒雄(主査代理)、相田仁)

Oオブザーバー

片桐消費者庁表示対策課長

〇事務局

鈴木消費者行政課長、大村消費者行政課企画官、久保田消費者行政課課長補佐、松井 消費者行政課課長補佐

## 4. 議事

- (1) 開会
- (2) 議題
  - ①制度面に関する提言の方向性(案)
  - ②構成員からのプレゼンテーション
  - ③制度面以外における論点整理
- (3) 閉会

## 5. 議事要旨

- (1) 制度面に関する提言の方向性(案)の議論のため、事務局から資料1について説明が行われた。また、制度面以外における論点整理に先立ち、構成員等から資料2~4についてプレゼンテーションが行われた。さらに、制度面以外における論点整理のため、事務局から資料5、資料6について説明が行われた。
- (2) 制度面に関する提言の方向性(案)について質疑が行われた。
  - ①オプトアウトについて

(沢田構成員)全体の方向性については、賛成。また、15Pで書いてあるガイドラインで簡便なオプトアウト方法について記述を追加することについては賛成。もし、検討が可能であれば、どういうオプトアウトが良く、どういうオプトアウトが良くないのかということについて、ワークショップのようなものを開いて実際の具体例を目にしながら、特に消費者の目で議論する機会があると効果的だと思う。

また、情報分析機能の充実のところに比べ、警告、措置命令が手薄かなという印象がある。いろいろ対策を取られているが、相変わらず出会い系等の迷惑メールが来

るのは何故か。1つは海外からくるということ、もう1つは警告すれば止めるようなものもあると考えられる。そのあたりを分析して頂くとともに、警告・措置命令に関し、マンパワーや予算等を割いて頂けると有り難い。

(関構成員)ガイドラインで簡便なオプトアウト方法について記述を追加することについては、いろいろなサービスの形態があり、オプトアウトの仕組みも様々であるので、いろいろなオプトアウトの方法が可能になるような方向で記述することを考えて頂きたい。

## ②デフォルトオン・デフォルトオフについて

(岡村構成員) 11Pについては賛成。ただ、「通常では受信者が閲覧しない」というのは程度問題であるので、これを (ガイドラインに) 加えた上で、内容について先ほどのワークショップ等を開いてもう少し詰める必要があるのではないか。

(関構成員)検討することは否定しないが、その際には事業者の工夫があってサービスも進化してきていることから、その進化を止めてしまったり、事業者の創意工夫を制限してしまう方向にならないようにしてほしい。

同意の意思表示がされているかというのは個々のケースに当てはめて考えないと 判断できないと思う。ここの部分は疑問形のままにしないと文書としては無理があ るのではないか。

(岡村構成員)「チェックボックスが通常では閲覧しないような場所に設置されている」というのは程度問題なのでもう少し詰めが必要。一方、一旦チェックボックスのチェックを外したのに、画面を戻るとチェックが復活しているのは、やりすぎではないか。 従って、このような場合は、適正な同意取得とは言えない。

(関構成員)「チェックが元に戻っている状態」そのものが即違法であるわけではなく、 どういう形で同意の通知がなされたのかというところまで含めて考えないと最終的 に違法かどうかは判断できない。しかもケースバイケースでいろいろな場合がある ので、疑問形の形で残さざるを得ないのではないか。

(岡村構成員) ー旦チェックを外したものが、再度その画面に戻ると、またチェックが戻っているというのはおかしい。例えば、『「受信者がいったんチェックを外したにもかかわらず、画面遷移の中で、再度チェックがされている状態に戻っている場合」というのは、適切な同意取得とはいえない。「チェックボックスが通常では閲覧しないような場所に設置されている場合」は適切な同意取得とは言えないのではないか』というような形にしてはどうか。「受信者がいったんチェックを外したにもかかわらず、画面遷移の中で、再度チェックがされている状態に戻っている場合」というのはやはりおかしいと思う。

(佐久間構成員)「チェックボックスが通常では閲覧しないような場所に設置されている」というのは、受信者の不注意で気がつかない場合もあるし、それを防ぐために工夫が必要になる例としては適当であると思うが、「受信者がいったんチェックを外したにもかかわらず、画面遷移の中で、再度チェックがされている状態に戻っている場合」というのは、全く性質が違うのではないか。これを同等に考える場合、本当に悪意のある同意取得を排除しているのかどうかが疑わしくなる。「受信者がいっ

たんチェックを外したにもかかわらず、いつの間にか、再度チェックがされている 状態に戻っている場合」とは、別の契約書(チェックのない画面)を見せておいて、 サインする直前に異なる契約書(チェックのあるもの)にすり替えて契約を結ばせ る(同意書面を送信させる)のと似ている。こうした手口は悪質商法にもあり、詐 欺にも等しいと思う。従って、この2つを一緒に並べるのは、かえって誤解を招く のではないか。

(石田構成員)「チェックボックスが通常では閲覧しないような場所に設置されている」というのは、誤って同意をするということになるので、疑問形とする必要はないのではないか。

(関構成員)懸念しているのは、様々なケースがあるので、案として示されている表現の内容から直ちに違法性があるということまで断言すべきというのは疑問がある。(岸原構成員)現象面の捉え方だが、次の画面に行った時に外したチェックが元に戻

っているのは問題だが、バックボタンで戻ると外したチェックボタンが戻っている というのはシステム上の問題。「画面遷移」の捉え方が人によって異なるのを心配し ている。もう少し具体例を精査した上で決めていった方が良いのではないか

ている。もう少し具体例を精査した上で決めていった方が良いのではないか。

(関構成員)「戻る」というケースだが、例えば、画面の中で作成したボタンで戻る場合と、ブラウザで戻る場合と戻り方にも色々な戻り方がある。画面を作った側が意図しない形で、消費者が操作するケースもある。様々なケースがあるのでこの表現ぶりだけでは一概に違法かどうかを判断するのは難しい。

(新美主査) 違法かどうかではなく、同意表示が有効かどうかという議論でいけば「錯誤」であり、明らかに無効。「有効な意思表示があったかどうか」という議論をするのであれば、二つのケースはいずれも有効とはいえない。従って、ここで、「有効な意思表示がなされたかどうか」という文言を入れれば、この2つのケースは有効とは言えないということになる。これは民事上の考え方になる。違法かどうかという評価はしない、同意の意思表示として有効かどうかということ。ここは、主査ではなく、構成員の1人として提案するが、「有効な同意表示がされたとは言えないのではないか」という文言を入れれば、大きな問題はないのではないか。

(関構成員) つまり民事上の有効性の記述であって、特電法の同意の取得について違法性あるなしということについて記述したものではないという理解で良いか。

(新美主査)無効な同意を得やすいような表示をしていると、次に、誤った意思表示がないようにするためにガイドラインできちんと記述してはどうかという話になる。 直ちに特電法の違法性の問題ではないということ。

(関構成員) 誤りがないような形で同意を取得するべきという方向性については賛成 なので、そういう理解であれば特段問題はない。

(新美主査)「有効な」という文言を補足して、疑問形ではなくて肯定形にするという ことで、皆様のご了承を頂いたということで進めて良いか。

(岡村構成員)提言の方向性はこれで良いが、今後の検討課題として、特定電子メールの似て非なるものとして個人名を仮装して出会い系サイトに誘うメールが多数見られる。特電法の対象を広げるという議論とは別に脱法まがい行為について、いずれ検討しなければならない時期がくるのではないかということは申し上げたい。

(新美主査) それでは、今の御議論を踏まえて提言案を準備していくこととする。

- (2) 構成員等(櫻庭構成員、高橋構成員、総務省情報流通行政局セキュリティ対策室 武馬補佐)からのプレゼンテーションが行われた。
  - (1) 高橋構成員のプレゼンテーションについて
- (櫻庭構成員)送信ドメイン認証技術の問題点として、転送問題があるのはご指摘のとおり。現在、転送そのものを止めるという動きと、転送しても大丈夫なように転送時にドメインを書き換えるということを行っている企業もあると聞いている。今後もそういった対策は引き続き行っていくこととしている。

また、第3回WGでも、DKIMについて指摘したが、DKIMは署名がないものの扱いについて決められていない。周辺技術としてのADSPという技術で、例えば署名がないものは無視して良い等を決めているが、第三者署名と委託して送信するパターンとでは相性が非常に悪く、ここは引き続き議論が必要な部分。DKIMだから安心というわけではないということを注意点として述べておきたい

- ②総務省からのプレゼンテーションについて
- (岸原構成員) スマートフォンを対象とした対策はされているのか
- (武馬補佐)現時点ではスマートフォンのハニーポットはない。今後、対応していく必要があると考えている。
- (櫻庭構成員) これが世界に広がっていくのは非常に良いこと。多少コストがかかっているのは気にかかるが、ボット対策は必要なのでやるべきだと思う。気になったのは、多くはハーダーから指令を受けて動いているので、そのハーダーからの通信を囮があれば傍受できて、そこを締めれば一網打尽に止められるのではないかと思う。そういったことを行うという動きはなかったのか。
- (武馬補佐) 試行しているが、まだ成果として出ていない。
- (長田構成員) アクセスしてもダウンロードをしない理由をどのように分析しているか。
- (武馬補佐) 2つある。1つは、ツールの使い方が途中で分からなくなってしまう場合。もう1つは、本人はダウンロードしたつもりになっているが、実際はダウンロードしていないということがある。そういうところで課題があると思っている。
- (長田構成員) P C に詳しくない方だと難しいのだと思う。良い取組なので、100% ダウンロードがされるようサイトの作り方等を工夫して欲しい。
- (岡村構成員) 京都府警で先日迷惑メールの送信者が逮捕されたが、ボットから送信 したのではなく、外国サーバを使って送信をしたようだが、ボット以外での送信技 術のトレンドは変わりつつあるのか。
- (事務局) 先週1月17日に京都府警でフィリピンから迷惑メールを送信していた業者が逮捕された。ご指摘の件だが、ボット発だけでなく、迷惑メール事業者が海外に拠点を作って送信しているケースもある。日本データ通信協会のプレゼンで、迷惑メール文の日本語率、英語率が国によってばらつきがあるということがあったと思うが、日本語率が高い国は恐らく迷惑メール事業者が拠点を作って送信している

と思われる。

(櫻庭構成員) 弊社でも4半期毎のレポートを出しているが、ボットは全世界に散らばっている。一方、アジアの場合はある特定の場所から大量に送信されているという傾向がある。これは日本の迷惑メール事業者が海外に拠点を作って送信しているためであり、日本のISPがOP25Bを導入することにより、国内からの迷惑メールの送信をできなくしたことによるものであると推測している。

(新美主査)次回は、制度面以外の論点に関し、論点毎の提言の方向性に関する資料 を提出して、議論をしてもらうこととしたい。

・制度面以外の論点について、意見があれば、2月1日(火)までに、事務局に提出して欲しい。次回のWGの開催日時は、23年2月18日。

以上